

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、農業次世代人材投資資金（経営開始型）（以下「資金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年8月3日付け就農第76号。以下「県実施要綱」という。）及び伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付要件）

第2条 資金の交付対象とする者は、県実施要綱第6の3に規定する要件を全て満たす者とする。

（交付金額及び交付期間）

第3条 資金の交付金額は、県実施要綱第7の3に規定する額とする。

2 資金の交付期間は、県実施要綱第8の3に規定する期間とする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認申請書（第1号様式）に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画及び農業次世代人材投資資金（経営開始型）申請追加資料（第2号様式）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長にその承認を申請しなければならない。

- (1) 収支計画
- (2) 履歴書
- (3) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- (4) 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類）
- (5) 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写し等））
- (6) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し
- (7) 通帳の写し
- (8) 農地の所在を示す地図
- (9) 経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）
- (10) 園芸施設共済等への加入を証明する書類の写し（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合）
- (11) 生年月日を確認できる書類の写し（運転免許証等）
- (12) 家族経営協定書の写し（県実施要綱第7の3の（2）に該当する場合）
- (13) 法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿（一戸一法人の場合）
- (14) 前年の世帯全員の所得を証明する書類の写し（源泉徴収票、所得証明書等）
- (15) 前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観

点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類

(16) 経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始3年目の所得、収支を確認できる書類（決算書の写し、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書の写し等）

(17) 個人情報に関する同意書

(18) その他市長が必要と認めた書類
（青年等就農計画等の審査）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について、第21条の規定により設置する伊勢原市青年就農給付金事業審査会と協力して審査し、審査の結果を青年等就農計画等審査結果通知書（第3号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（青年等就農計画等の変更申請）

第6条 前条による審査の結果、承認を受けた者が、青年等就農計画等を変更しようとするときは、青年等就農計画等変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により変更の申請があった場合は、前条の規定を準用する。

（資金の交付申請）

第7条 第5条による審査の結果、承認を受けた者は、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し

(2) 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類。）

(3) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

(4) 税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

2 前項の書類は、2回目以降の申請を行うとき、前回から変更がない場合は添えなくてもよいものとする。

3 第1項の規定による申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（資金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について速やかに審査を行い、適当と認めた場合は、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書（第6号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（資金の交付請求）

第9条 前条の規定により、資金の交付決定の通知を受けた者が、資金の交付を受けようとするときは、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付請求書（第7号様式）に伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第10条 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付期間中、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況を、就農状況報告（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 作業日誌の写し
- (2) 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- (3) 通帳及び帳簿の写し
- (4) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し

2 交付対象者は、交付期間終了後5年間毎年7月末日及び1月末日までにその直近6か月の作業日誌（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、又は離農した場合は、離農届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（就農状況の確認）

第11条 市長は、前条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、第22条に規定するサポート体制及び関係機関と協力して実施状況を確認し、必要な場合は適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト（第12号様式）を使い、県実施要綱第15の3の（1）に規定する方法により行うものとする。

（中間評価）

第12条 市長は、交付対象者の交付期間の3年目が終了した時点で、交付対象者の中間評価を実施する。

2 中間評価は、県実施要綱第15の3の（2）に規定する方法により行うものとする。

（資金の交付の停止）

第13条 市長は、交付対象者が県実施要綱第16の1の（3）に規定する要件に該当する場合、交付を停止するものとする。

（交付中止の届出）

第14条 交付対象者は、資金の交付を中止する場合は、速やかに中止届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（資金の交付の中止）

第15条 市長は、前条の規定による中止届の提出があった場合又は県実施要綱第16の1の（3）のア、イ又はエからクのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止し、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付中止決定通知書（第14号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（交付休止の届出及び再開の届出）

第16条 交付対象者は、病気その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の休止届を提出した交付対象者は、就農を再開する場合は、経営再開届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

(資金の交付の休止等)

第17条 市長は、交付対象者から前条第1項の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付休止決定通知書(第17号様式)により交付対象者に通知する。ただし、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止し、伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付中止決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、交付対象者から前条第2項に規定する経営再開届の提出があったときは、その内容について審査し、適切に農業経営を行うことができると認めた場合は、資金の交付再開を承認し、審査の結果を伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付再開審査結果通知書(第18号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(資金の返還)

第18条 市長は、交付対象者が県実施要綱第17の3の(1)の要件に該当する場合は、伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)返還請求書(第19号様式)により資金の返還を請求するものとする。ただし、県実施要綱第17の3の(1)のア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(資金の返還免除)

第19条 交付対象者は、県実施要綱第17の3の(2)の規定により、資金の返還の免除を受けようとする場合は、伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)返還免除申請書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(返還免除申請の承認)

第20条 前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、その結果を伊勢原市農業次世代人材投資資金(経営開始型)返還免除審査結果通知書(第21号様式)により申請をした者に通知するものとする。

(審査会の設置)

第21条 第5条に規定する青年等就農計画等の審査その他青年等就農計画等の承認等に当たり必要な事項の審査を実施するため、伊勢原市青年就農給付金事業審査会を設置する。

(サポート体制の整備)

第22条 市長は、県実施要綱第19の2の(2)の規定により、サポート体制を整備し、交付対象者の経営状況の把握及び諸課題の相談に対応するものとする。

(経営発展支援金事業)

第23条 県実施要綱第22の1に規定する経営発展支援金の交付を希望する者は、伊勢原市経営発展支援金交付申請書(第22号様式)を市長に提出する。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、伊勢原市経営発展支援金交付決定通知書(第23号様式)により申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により支援金の交付決定の通知を受けた者が、支援金の交付を受けようとするときは、伊勢原市経営発展支援金交付請求書(第24号様式)に伊勢原市経営発展支援金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 4 支援金の交付を受けた者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに伊勢原市経営発展支援金実績報告書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する実績報告書が提出された場合、その内容を審査し、適当であると認める場合は、承認し、精算を行うものとする。
- 6 支援金の額は、県実施要綱第22の3に規定する額とする。
- 7 支援対象期間は、県実施要綱第22の4に規定する期間とする。
- 8 支援金の交付を受けた者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することを可能とする。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年9月4日告示第109号）

この告示は、公表の日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年3月30日告示第70号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の伊勢原市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の規定については、なお従前の例による。
- 3 伊勢原市青年就農給付金交付要綱の一部を改正する要綱（平成27年伊勢原市告示第109号）による改正前の伊勢原市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき給付を受けている者がこの告示による改正後に第3条第1項に規定する交付金額の変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同規定の適用を受けるものとする。

附 則（令和3年7月8日告示第178号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の規定に基づき交付の決定を受けた資金の対象者に対する同要綱の第2条、第3条、第12条、第13条、第15条及び第18条の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：

氏 名：

[申請者] 生年月日： 年 月 日： 歳

電話番号：

メールアドレス：

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第4条の規定に基づき青年等就農計画等の承認を申請します。

申請に必要な書類

- 1 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- 2 農業次世代人材投資資金（経営開始型）申請追加資料（第2号様式）

第2号様式（第4条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）申請追加資料

年 月 日

殿

住 所：

氏 名：

（生年月日） 年 月 日： 歳

農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*1）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集 落 又 は 地 域 名 等	<input type="checkbox"/> 位置づけられている	<input type="checkbox"/> 位置づけられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は 加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
--	---

生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている 又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない 又は受けたことがない

前年の世帯全体の所得 *2	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているのにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
<input type="checkbox"/>	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	

7 保証人 *1

住所 氏名 電話番号
住所 氏名 電話番号

添付書類

- 別添1：収支計画
- 別添2：履歴書
- 別添3：離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)
- 別添4：経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類)
- 別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))
- 別添6：農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し
- 別添7：通帳の写し
- 別添8：農地の所在を示す地図
- 別添9：経営発展支援金交付申請書(支援金の申請を認められた場合)
- 別添10：園芸施設共済等への加入を証明する書類の写し
- 別添11：生年月日を確認できる書類の写し(運転免許証等)

別添12：家族経営協定書の写し（該当する場合）

別添13：法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿（一戸一法人の場合）

別添14：前年の世帯全員の所得を証明する書類の写し（源泉徴収票、所得証明書等）

別添15：前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類

別添16：経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始3年目の所得、収支を確認できる書類（決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等）

別添17：個人情報に関する同意書

別添18：その他市長が必要と認めた書類

(注) 別添11の添付書類として、申請時に運転免許を取得しておらず、パスポート等の書類を提出した申請者がその後運転免許証を取得した場合は、その写しを市に提出するものとする。

*1 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。保証人のうち1名以上は申請者と別生計の者とする。

*2 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始					
			1 年 目 (年 月～ 年 月)	2 年 目 (年 月～ 年 月)	3 年 目 (年 月～ 年 月)	4 年 目 (年 月～ 年 月)	5 年 目 (年 月～ 年 月)	
農 業 収 入	(作目)	経 営 規 模						
		生 産 量						
		売 上 高 (円)						
	(作目)	経 営 規 模						
		生 産 量						
		売 上 高 (円)						
	(作目)	経 営 規 模						
		生 産 量						
		売 上 高 (円)						
	そ の 他							
	農業次世代人材投資資金 (円) ※							
	収入計 (円) ① (資金を除く)							

			経営開始				
			1 年 目 (年 月～ 年 月)	2 年 目 (年 月～ 年 月)	3 年 目 (年 月～ 年 月)	4 年 目 (年 月～ 年 月)	5 年 目 (年 月～ 年 月)
農 業 経 営 費 (円)	原 材 料 費						
	減 価 償 却 費						
	出 荷 販 売 経 費						
	雇 用 労 賃						
支出計 (円) ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							

所得計 (円) ① - ②					
---------------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>				
(ふりがな)					
連絡先	〒 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性 別	電 話 番 号
氏 名				1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）	年	月	免許・資格
	履 歴			学 歴		
履 歴			職 歴			

個人情報に関する同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資資金事業に係る個人情報の取扱いについて

伊勢原市は、農業次世代人材投資資金事業の実施に際して得た個人情報について、神奈川県及び伊勢原市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、伊勢原市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、県等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、事業実施主体（公募選定団体）、神奈川県、湘南農業協同組合、農業共済組合、伊勢原市農業委員会、住所を有する市町村及び警察本部、日本政策金融公庫、その他サポート体制機関等
-------------	---

個人情報の取扱いの確認

伊勢原市長 殿

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



青年等就農計画等審査結果通知書

年 月 日付で申請のありました青年等就農計画等については、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第5条の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

青年等就農計画等を 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

3 指示事項

資金を受けるに当たっては、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の規定を遵守してください。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第6条関係）

青年等就農計画等変更承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで承認を受けた青年等就農計画等について、次のとおり変更したいので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

1 変更箇所

（変更前）

（変更後）

2 変更理由

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第7条第1項の規定により農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び伊勢原市農業次世代投資資金（経営開始型）交付要綱第4条又は第6条の規定により提出した青年等就農計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日										
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日										
前年の総所得 ※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ※2を記載	(ア)										円
今年の交付金額 ※3 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)										円
今回の交付申請額 原則として（イ）の半額を記載											円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成										<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所		
	金 融 機 関 コ ー ド											
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金		口座番号						
	郵便局	記号				(当座)番号						
口座名義人		(ふりがな) 氏 名										

添付書類 ※

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。
- 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し
- 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類。）
- 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

第6号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました農業次世代人材投資資金（経営開始型）については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交付決定額 円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第7号様式（第9条関係）

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

㊞

年 月 日付けで交付決定のありました農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けたいので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

交 付 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回請求する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 請 求 額	円

資金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所		
	金 融 機 関 コ ー ド											
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金		口座番号						
	郵便局	記号					(当座) 番号					
口座名義人		(ふりがな) 氏 名										

(添付書類)

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書の写し

就農状況報告

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（～ 月分）
※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後 年目」とする。

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：

氏 名：

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第10条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1 就農時期

年 月 日就農

青年等就農計画認定 年 月 日

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合 計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏 名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載
「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4 前年の総所得 (7月の報告の際のみ記入する。)

	万円
--	----

前年の所得とは、総所得額（所得証明の金額）から資金交付額を差し引いた額

5 前年の世帯全体の所得 (資金含む)

※令和3年以降に承認された交付対象者のみ記入

	万円
--	----

前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)

--	--

※本欄は市の記入欄
生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無)
【所見】

6 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

7 地域のサポート体制について ※平成28年度以前の採択者は記載不要

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

8 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

9 農業共済その他の農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（加入しているにチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
（青年等就農計画並びに収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取り組み状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し
- 別添 2 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。
交付期間のみ添付する。）
- 別添 3 通帳及び帳簿の写し
- 別添 4 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し
（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している契
約書の写しは省略することができる。）
- 別添 5 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場
合）
- 別添 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書
等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応
じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事
情の裏付けとなる書類を添付（令和3年度以降に経営開始型で承
認された交付対象者のみ該当）

別添2-1 (令和2年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 (令和 年)

		計 画 年 目 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模		#DIV/0!	
		生産量		#DIV/0!	
		売上高 (円)		#DIV/0!	
	(作目)	経営規模			#DIV/0!
		生産量			#DIV/0!
		売上高 (円)			#DIV/0!
	(作目)	経営規模			#DIV/0!
		生産量			#DIV/0!
		売上高 (円)			#DIV/0!
	その他				#DIV/0!
	農業次世代人材投資資金 (円)				#DIV/0!
	収入計(円) ① (資金を除く)				#DIV/0!

		計 画 年 目 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a
農 業 経 営 費 (円)	原 材 料 費			#DIV/0!
	減 価 償 却 費			#DIV/0!
	出 荷 販 売 経 費			#DIV/0!
	雇 用 労 賃			#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
				#DIV/0!
支出計(円) ②				#DIV/0!
【参考】設備投資(内容、金額)				

農業所得計(円) ③ = ① - ②			#DIV/0!
農外所得 (円) ④	総所得(円) ③ + ④		

別添2-2 (令和3年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書
(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

		計 画※ 経営開始 年目 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
	農業次世代人材投資資金 (円)				
	収入計(円) ① (資金を除く)				
収入計(円) ② (資金を含む)					
		計 画※ 経営開始 年目 a	実 績 b	実 績 / 計 画 b/a	
農 業 経 営 費 (円)	原 材 料 費				
	減 価 償 却 費				
	出 荷 販 売 経 費				
	雇 用 労 賃				
支出計(円) ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計(円) ④ = ① - ③					
農外所得 (円) ⑤		総所得(資金含む)(円) ② - ③ + ⑤			

※計画欄には、別紙様式第2号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第10号様式（第10条関係）

離農届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

農業経営を中止し、離農※1しますので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第10条第3項の規定に基づき、離農届を提出します。

離農日	年 月 日
理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

※1 交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態を変更する場合も、「独立・自営就農を中止すること」となり本様式を提出する。

第11号様式（第10条関係）

住所等変更届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第10条第4項の規定により住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ()
変更後	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ()
変更した日	年 月 日

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:

確認対象者氏名:

農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付の有無: 有 ・ 無

就農状況報告対象期間:

確認者所属・名前:

確認日: 年 月 日

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加している ・ たまに参加・協力している 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a ほ場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいる

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある) ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定農作業受委託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の利用権設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

第13号様式（第14条関係）

中止届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を中止しますので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第14条の規定により中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第14号様式（第15条関係、第17条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付中止決定通知書

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第15条又は第17条第1項の規定に基づき、次のとおり農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付の中止を決定しましたので通知します。

1 中止日

2 中止理由

（事務担当は、 ）

第15号様式（第16条関係）

休 止 届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けることを休止しますので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第16条第1項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第16号様式（第16条関係）

経営再開届

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けることを再開しますので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第16条第2項の規定により経営再開届を提出します。

休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
経 営 再 開 日	年 月 日
交 付 残 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

第17号様式（第17条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長

印

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付休止決定通知書

年 月 日付けで提出のありました休止届について、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第17条第1項の規定に基づき、次のとおり伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付の休止を決定しましたので通知します。

休止期間	年 月 日 ~	年 月 日
------	---------	-------

（事務担当は、 ）

第18号様式（第17条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付再開審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました経営再開届については、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第17条第2項の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

資金の交付再開を 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

第19号様式（第18条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）返還請求書

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第18条の規定により、次のとおり返還を請求します。

つきましては、別添の納付書により、指定期日までにお振込みください。

- 1 返還請求額 円
- 2 返還対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日

（事務担当は、 ）

第20号様式（第19条関係）

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）返還免除申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の返還の免除を受けたいので、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第19条の規定により返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第21号様式（第20条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）返還免除審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました返還免除申請書については、伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第20条の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

給付金の返還を免除することを 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

伊勢原市経営発展支援金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

（生年月日： 年 月 日： 歳）

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第23条第1項の規定により経営発展支援金の交付を申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第4条又は第6条の規定により提出した青年等就農計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

取組内容	事業費（A+B）	経営発展支援金（A）	その他（B）	備考
合 計				

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書※1

第23号様式（第23条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

伊勢原市経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました経営発展支援金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交付決定額 円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第24号様式（第23条関係）

伊勢原市経営発展支援金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定のありました経営発展支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

交 付 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
今回請求する支援金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
交 付 請 求 額	円	

支援金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所				出張所					
	金 融 機 関 コ ー ド															
	預金・貯金の種類				普通預金 当座預金		口座番号									
	郵便局	記号						(当座) 番号								
口座名義人	(フリガナ) 氏 名															

(添付書類)

伊勢原市経営発展支援金交付決定通知書の写し

伊勢原市経営発展支援金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

（生年月日： 年 月 日： 歳）

伊勢原市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第23条第4項の規定により
経営発展支援金の実績を報告します。

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の実績

	取組内容	事業費（A+B）	経営発展支援金（A）	その他（B）	備考
当初					
実績					
	合 計				

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の実績にかかる金額（実績額）が確認できる納品書、領収書※1